

平成29年第6回上里町議会定例会会議録第4号

平成29年12月8日（金曜日）

本日の会議に付した事件

日程第14 議員の派遣について

日程第15（町長提出議案第65号）上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第16（町長提出議案第66号）上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第17（町長提出議案第67号）上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第18（町長提出議案第68号）平成29年度上里町一般会計補正予算（第8号）について

日程第19（町長提出議案第69号）平成29年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第20（町長提出議案第70号）平成29年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

出席議員（14人）

1番 飯塚賢治君	2番 戸矢隆光君
3番 仲井静子君	4番 猪岡壽君
5番 齊藤崇君	6番 岩田智教君
7番 植井敏夫君	8番 高橋正行君
9番 納谷克俊君	10番 新井實君
11番 沓澤幸子君	12番 高橋仁君
13番 伊藤裕君	14番 植原育雄君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	下山彰夫君	総務課長	須長正実君
総合政策課長	岡村拓哉君	健康保険課長	山下容二君
高齢者いきいき課長	飯塚郁代君		

事務局職員出席者

事務局長	宮下忠仁	次長	神村輝行
------	------	----	------

◎開 議

午前9時45分開議

○議長（納谷克俊君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◎日程の追加について

○議長（納谷克俊君） お諮りいたします。

ただいま町長から、議案第65号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての件、議案第66号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件、議案第67号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件、議案第68号 平成29年度上里町一般会計補正予算（第8号）についての件、議案第69号 平成29年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての件、議案第70号 平成29年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件、以上の6件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第65号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての件、議案第66号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件、議案第67号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件、議案第68号 平成29年度上里町一般会計補正予算（第8号）についての件、議案第69号 平成29年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての件、議案第70号 平成29年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件、以上の6件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎日程第15 町長提出議案第65号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第16 町長提出議案第66号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正
する条例について

◎日程第17 町長提出議案第67号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例について

○議長（納谷克俊君） 日程第15、町長提出議案第65号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第16、町長提出議案第66号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第17、町長提出議案第67号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、以上の3件を会議規則37条の規定により、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第65号から議案第67号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案を申し上げました議案第65号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第66号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第67号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを、一括いたしまして御説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、平成29年8月8日付の人事院勧告及び同年10月19日付、埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、職員及び任期付職員の給与改定を行うとともに、上里町長、副町長、教育委員会教育長及び議会の議員の期末手当の額の改定をいたしたく、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案ごとの改正概要、条文概要を御説明申し上げます。

まず、議案第65号の改正概要及び条文概要についてでございますが、本年の人事院勧告等における給与勧告にかかわる要点を申し上げますと、月例給、ボーナスともに昨年に引き続きの引き上げとなっております。引き上げ幅は、国家公務員で申し上げますと、額にして平均年間給与で5万1,000円の引き上げとなっております。

まず、月例給では、民間との間に差があることを踏まえ、若年層について1,000円の引き上げ、中・高齢層につきましては400円から900円の引き上げにより、官民の給与差が縮小することとなることを基本とした改定となっております。

次に、ボーナスについても0.1月分引き上げ、年間で見ますと、現行の4.30月から4.40月へ支給月数が改定をされます。

埼玉県人事委員会の給与勧告もほぼ同様な勧告趣旨となっております。

政府は、既に第195回特別国会で人事院勧告どおりの内容で閣議決定をされており、12月5日に衆議院で審議され、可決されております。

埼玉県におきましても、12月の定例議会で対応とのことでございます。

続きまして、条文概要の御説明を申し上げます。

まず、第1条として、上里町職員の給与に関する条例の一部を改正いたします。

給与改定にかかわる改正点を申し上げますと、第18条第2項第1号中では、勤勉手当の額を「100分の85」を「6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には、100分の95」に改め、同項第2号中では、再任用職員の勤勉手当の適用について「100分の40」、「6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45」に改めます。勤勉手当の改正に伴う今年度の増額は約552万7,000円となります。

続きまして、別表につきましては、行政職給料表（一）を改正いたします。

民間の初任給との間に差があることを踏まえ、新採用職員の初任給を1,000円引き上げ、若年層についても同程度の改定となっております。

その他につきましては、中・高齢層職員については、400円から900円の引き上げを行い、官民の格差の縮小を図っております。

再任用職員及び任期付職員についても、同様の取り扱いにより引き上げ改定となっております。平均改定率は0.2%となっております。全ての職員が引き上げ該当となっておりますが、10名の職員は平成27年から実施をされております給与制度の総合的見直しにより現給保障者となっているため、実支給額に変動はございません。現給保障者を除く165名の実支給が引き上げとなり、給料表改定に伴う今年度の増額は約135万5,000円となります。

次に、第2条についてですが、同じく上里町職員の給与に関する条例の一部を改正いたします。

平成30年度以降の支給になりますが、第18条第2項第1号中では、勤勉手当の額を「、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中では、再任用職員の勤勉手当の適用について「、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45」を「100分の42.5」に改めます。

続きまして、第3条といたしましては、上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正いたします。

第7条第1項では、現在、町では該当はありませんが、第2条第1項で定めた高度の専門的な知識・経験またはすぐれた識見を有する者を一定期間活用することが特に必要な場合、あるいは専門的な知識・経験を有する者を期間を限って業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要な場合に採用した職員に適用となります給料表についての改定でございます。

続きまして、第8条第1項では、第3条にあります一定の期間内に終了することが見込まれる業務や一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に、期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要な場合等に採用した職員及び第4条にあります一定の期間内に終了することが見込まれる業務や一定の期間内に限り、業務量が見込まれる業務あるいは住民の方に対するサービスの提供時間の延長や繁忙時の提供体制の充実、さらに当該提供体制等の維持のため、または介護休暇や部分休業中の職員の代替として採用した職員が適用となります給料表についての改定となります。

続いて、附則について御説明を申し上げます。

附則第1項については、施行期日の説明となります。

施行日は公布の日から施行としますが、第2条の改正規定につきましては、平成30年4月1日から施行といたします。

附則第2項では、給料表につきましては、平成29年4月1日から遡及して適用となります。

続いて、附則第3項では、改正後の給与条例を適用した場合、これまでに支給された給与を改正後においては内払いとみなす旨の規定といたします。

最後に、附則第4項では、附則第3項で定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項につきましては、町長が別に定めるものとしております。

次に、議案第66号及び議案第67号の改正概要と条文概要について御説明申し上げます。

議案第66号の上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、職員の期末勤勉手当の額が0.1月引き上げられたので、同様に特別職の期末手当の引き上げを行うものでございます。

第1条は、上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正するもので、第5条で期末手当の額を規定しておりますが、第5条第2項中、12月期分の「100分の222.5」を「100分の232.5」に改めます。

第2条では、平成30年度以降の支給になりますが、町長及び副町長の期末手当に関する部分で第5条第2項中の6月期分の「100分の207.5」を「100分の212.5」に、12月期分の「100分の232.5」を「100分の227.5」に改めます。

第3条は、上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正するもので、第5条

で期末手当の額を規定しておりますが、第5条第2項中12月期分を「100分の222.5」を「100分の232.5」に改めます。

第4条では、平成30年度以降の支給になりますが、教育長の期末手当に関する部分で同じく第5条第2項中の6月期分を「100分の207.5」を「100分の212.5」に、12月期分「100分の232.5」を「100分の227.5」に改めます。

改正に伴う増額につきましては、町長、副町長及び教育長につきまして、合計で約21万9,000円となります。

附則につきましては、施行期日について規定をしております。

第1条及び第3条については、公布の日からとし、平成29年12月1日からの適用、第2条及び第4条については、平成30年4月1日から施行となります。

最後に、議案第67号の上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

第1条として、上里町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するもので、期末手当の額を規定している第5条第2項中12月期を「100分の222.5」を「100分の232.5」に改めます。

第2条として、平成30年度以降の支給になりますが、議会の議員の期末手当に関する部分で、同じく第5条第2項中の6月期分を「100分の207.5」を「100分の212.5」に、12月期分「100分の232.5」を「100分の227.5」に改めます。

改正に伴う増額につきましては、議会議員につきましては、全体で約37万4,000円となります。

附則につきましては、施行期日を規定し、第1条については公布の日から施行とし、平成29年12月1日からの適用、第2条については平成30年4月1日から施行となります。

以上をもちまして、上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、そして上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。

慎重御審議いただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第65号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより議案第66号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより議案第67号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 町長提出議案第68号 平成29年度上里町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（納谷克俊君） 日程第18、町長提出議案第68号 平成29年度上里町一般会計補正予算（第8号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案を申し上げました議案第68号 平成29年度上里町一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。

平成29年度上里町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ295万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億9,178万9,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、2ページですが、第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款19繰越金が295万4,000円の増額補正で、前年度繰越金でございます。歳入合計は、現予算に対して295万4,000円を追加し、92億9,178万9,000円とするものでございます。

続いて、歳出でございます。

議会費から教育費まで、各項目にわたり人事院勧告による給与費等の補正が共通点となっております。

初めに、款1議会費は37万5,000円の増額補正で、議員期末手当の増額でございます。

款2総務費は31万3,000円の増額補正で、特別職期末手当、職員期末勤勉手当、職員退職手当組合負担金の増額となっております。

款3民生費から款7土木費につきましては、一般職給、職員期末勤勉手当、市町村職員共済組合負担金、職員退職手当組合負担金の共通した内容となっております。

款3民生費は120万8,000円の増額、款5農林水産業費は37万9,000円の増額、款6商工費は5万8,000円の増額、款7土木費は16万2,000円の増額となっております。

款9教育費は45万9,000円の増額補正で、特別職期末手当、一般職給、職員期末勤勉手当、市町村職員共済組合負担金、職員退職手当組合負担金の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現予算に対し295万4,000円を追加し、92億9,178万9,000円とするものでございます。

以上が、一般会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第68号 平成29年度上里町一般会計補正予算（第8号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第19 町長提出議案第69号 平成29年度上里町国民健康保険特別会計補正予算
（第3号）について

○議長（納谷克俊君） 日程第19、町長提出議案第69号 平成29年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第69号 平成29年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成29年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,476万1,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款10繰越金は38万4,000円の増額補正で、歳出補正額について前年度

繰越金を充当するものでございます。

歳入合計につきましては、38万4,000円を追加し、41億2,476万1,000円とするものでございます。

次に、歳出となります。

款1総務費は38万4,000円の増額補正で、一般会計と同様に、人事院勧告に基づく給与費等の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現予算に対しまして38万4,000円を追加し、41億2,476万1,000円とするものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第69号 平成29年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 町長提出議案第70号 平成29年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（納谷克俊君） 日程第20、町長提出議案第70号 平成29年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第70号 平成29年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成29年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,560万8,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次に2ページですが、第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款6繰越金は25万7,000円の増額補正で、歳出補正額について前年度繰越金を充当するものでございます。

以上、歳入合計につきましては25万7,000円を追加し、18億1,560万8,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款1総務費は25万7,000円の増額補正で、一般会計と同様に、人事院勧告に基づく給与費等の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現予算に対し25万7,000円を追加し、18億1,560万8,000円とするものでございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第70号 平成29年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件

を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま町長より発言の許可を求められております。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） ただいま議長のお許をいただきましたので、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

本定例議会は、12月定例議会ということで、ちょっと短い議会ではございましたけれども、御提案を申しあげました全議案とも慎重、審議を賜りまして御議決を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

なお、齊藤議員の一般質問の中で上里町は交通事故が非常に多いという御質問をいただいたわけでございます。

ここに来て、また上里町も交通事故が増加をしておる傾向にあるようでございます。

どうかこれから、忘年会や新年会と議員の皆さんがいろいろな会合に出られると思いますけれども、是非そういった際には、私もあらゆる場所で交通事故の撲滅について御提案をさせていただいておるわけでございますけれども、議員各位におかれましても字の総会等では、是非交通事故には気をつけていただけるようよろしく願いを申し上げたいと、このように思っておるところでございます。

これから本格的な寒さがやってくるわけでございますけれども、是非皆様方には御健勝にて上里町発展のために、いろいろな角度から御支援を賜りますようよろしく願いを申し上げまして御礼の挨拶にかえさせていただきます。大変お世話になりました。

ありがとうございました。



◎日程第14 議員の派遣について

○議長（納谷克俊君） 日程第14、議員の派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

来る平成30年2月6日開催の児玉郡町議会議員後期研修会に上里町議会議員を派遣したいので、地方自治法第100条第13項及び上里町議会会議規則第122条の規定により議会の議決を求め

ます。

本件は、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は議員を派遣することに決定いたしました。

◇

◎議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（納谷克俊君） 次に、議会運営委員長より次期定例会の会期・日程等について会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◇

◎閉 会

○議長（納谷克俊君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成29年第6回上里町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時22分閉会